

支改善を大きな政策目標として掲げているが、とりわけイタリアでは、具体的対策として、4月下旬耐久消費財輸入決済期間の大幅短縮が実施されたほか、輸出促進のために租税上の優遇措置、輸出前貸金融の条件緩和措置などが予定されている。従来イタリア当局は、供給面からのインフレ対策としてむしろ輸入を促進しようとする傾向が強かったことから考えれば、今回輸入抑制措置に踏み切ったのはきわめて大きな政策的意味をもつものとみられ、それだけに事態の容易ならぬことが想像されよう。

一方西ドイツにおいては、一連の外資対策により資本収支の黒字圧縮がはかられてきたが、引き続く貿易黒字に対処するため、政府は輸入関税の大幅引下げを実施する意図を明らかにした。その内容は、みずから工業製品のEEC域内関税の半減ないし全廃と同域外関税のEEC共通関税水準までの引下げを7月以降実施するほか、将来EEC域外関税を25%引き下げるなどを各加盟国およびEEC委員会に提案するという、かなり意欲的なものである。4月に決定されたEECの共通インフレ対策のなかで、西ドイツについて関税引下げなど輸入促進策の採用が特記されていたが、これを早くも実施に移そうとする西ドイツ当局の積極的な態度は、高く評価されている。

共産圏では、かねてからコメコンの動きに批判的であると伝えられていたルーマニアが、最近ついに、コメコンによる経済計画の調整は経済運営の権限を超国家機関に委譲するもので、国家主権の内容を失わせるものであるとの見解を公表し、コメコンに対する強い不満の意を表明したのが注目される。しかも同国は続いて、使節団を米国に派遣し、対米関係を開拓しようとしているが、一方これと呼応するかのごとく、ポーランドもこのほどガットに対し関税一括引下げ交渉への参加を申し入れた。こうした動きは、中ソ対立の激化により、共産圏内におけるソ連の発言力が低下したことを見すものとみられているが、その背景には自国の経済発展のためには自由諸国との経済交流

を促進する必要があるとの認識が東欧各国に強まっているという事情もあるようである。したがって、今後これに追随しようとする動きが他の東欧諸国にも出てくるものと予想され、その成行きが注目される。

ガットの閣僚会議と ケネディ・ラウンドの現状

ガットにおける関税一括引下げ交渉(いわゆるケネディ・ラウンド)は1年半にわたる準備作業の後、さる5月4日に召集された閣僚会議によって、いよいよ開幕の運びとなった。このことは昨年5月の閣僚会議で決定されたスケジュールに従って、本交渉が開始されたことを意味するもので、世界貿易の全体に及ぼす画期的な影響から考えて、その意義が高く評価されている。もっとも、一面からみれば、本交渉前に決定しなければならない問題もまだかなり残されているので、本交渉の前途を懸念する向きがないではなく、また、今回の閣僚会議についても、これが準備交渉の現状を確認しただけで、実質的進展はなかったという点に失望する声が強い。ケネディ・ラウンドに寄せられた全世界の期待は、今後どのように実現されるであろうか、今回の閣僚会議の動きを手がかりに、当面の主要な問題点を要約してみよう。

閣僚会議の決定

閣僚会議の決定は、主として次のようなものであった。

- (1) 関税の一括引下げ幅については、50%を「作業上の仮設」として検討を進め、関税格差、農業、非関税障壁などの諸問題の解決と関連して、最終的な決定を行なう。
- (2) 一括引下げの対象から外される例外品目の提出は9月10日までとする。例外品目リストの作成に当たっては、高度の国家的利益のみが考慮されるようとする。
- (3) 農産物に関する交渉方式については、共通

の協定を作成できなかったので、早急な作成に努力する。

(4) 非関税障壁問題については、近い将来に必要な交渉手続きを起草する。

(5) 低開発国の輸出障壁を除去するため、関係国は努力する。

当面の問題点

次に、今までの準備交渉で論議された問題点を、上記5項目に即して概観してみよう。

(一) 括引下げの実施方法

一括引下げの実施については、一律の引下げが行なわれるもの、大幅な格差が存在するため特別規則が適用されるもの、および例外品目として引下げの対象から除外されるもの、に3大別して具体的な方法が討議されている。

(1) 一律引下げの問題点

まず、一律の引下げが行なわれる場合は、引下げ幅をいくらにするかが問題となるが、米国の通商拡大法が、大統領の一般権限として認めた引下げ幅を、最高50%と規定しているため、一応50%とすることを仮定して準備作業が進められてきた。しかしながら、50%の仮定を関税引下げの基本原則として確認することは、まだ不可能な段階にある。というのは、この問題については、関税格差、例外品目など関連事項の処理方針が確定しないうちには、一律の引下げ幅をいくらにすべきかについて、原則を確定することはできないとするE E Cの見解と、本交渉の冒頭において、あくまで基本原則を確立すべきであるという米国の態度とが衝突したからである。

関連事項の処理方針が確定しないままに、50%引下げの原則を確立すべきであるとする米国の主張の背後には、それによって、特別規則の適用対象(関税格差の存在する品目)を、自國に有利に限定することができるという目算が働いている。一方、これに対するE E C側の態度には、原則の確立と格差問題の処理とをからませることによって、格差問題の解決を有利に導き、米国から最大の譲歩をかちとろうというねらいがひそんでい

た。今回の閣僚会議においては、米国側の譲歩により、両者の対立は一応解消し、前記第1項の決定が行なわれることになったが、関連事項の討議いかんにより、この問題が再びむしかえされる公算も少なくない。

(2) 特別規則の問題点

一括引下げの実施方法に関するこれまでの討議は、大部分関税格差が存在する場合に適用される特別規則の問題に集中されてきた。この問題については、特別規則の適用対象をどの範囲に限定するかという点と、格差が存在する場合関係国がどのような引下げ方式をとるかという点の二つが問題となる。第1点(適用対象)については、「大幅な関税格差」をいかに定義づけるかが問題であるが、高関税国(米国)と低関税国(E E C)の間には、一応基本線での了解が成立している。

この了解によれば、高関税国の税率が低関税国税率の2倍以上の水準にあり、しかも両税率間に最小10%以上の開きがある場合には、大幅な格差の存在が認められることになっている。ただし、当該商品について、①低関税国で生産が行なわれていない場合、②低関税国の輸入がない場合、③高関税国が相当額の(substantial)輸入を行なっている場合、および④低関税国に対して主要供給国の立場にある第3国の同意が得られない場合は、いずれも上記の原則は、適用されないとされている。

しかし、上記4項目の追加基準(とくに第3、第4項目)については、米国側がこれを自動的に適用すべしと主張しているのに対し、E E C側は、ケース・バイ・ケースに実情を検討し、必要に応じて適用を決定すれば十分であると反論しているので、この問題についても、完全な意見の一一致をみるまでは至っていない。さらに第4の主要供給国条項については、当該主要供給国の事前の同意なしには、特別規則の援用を認めるべきではないとする第3国(とくに英国、スイスなどのE F T A諸国)の主張もあり、特別規則を援用した後、第3国の立証をまって、実情を検討すべき問題であ

ると主張する EEC 側との対立はかなり大きい。

第 2 の問題点、すなわち、大幅な格差の存在する品目に、いかなる引下げ幅を適用すべきかという点については、高関税国(米国)の引下げ率を 50%とした場合、低関税国(EFTA)の引下げ幅を一律 25%とする米国の主張、平均 25%とする EEC の主張、50%から格差の半分を差し引いた率とするというその他の意見が対立している。

(3) 例外品目の問題点

例外品目の決定については、特別規則の適用範囲をどう決めるかという問題と関連して微妙な問題が表面化している。すなわち、前述した追加基準の適用について、各国はそれぞれ自己の主張を入れられなかった場合の影響を顧慮するためその思惑は当然々となる。たとえば、主要供給国条項についてみると、EEC 側では、EFTA 諸国(主要供給国)からの事前の同意が得られないと思われる品目を、例外リストに組み入れようとしているのに対し、EFTA 側では、特別規則の適用に関する自己の主張が通らなかった場合には、その代償として低関税国から輸入する重要品目を例外品目に加えようとしている。また、高関税国(米国)としては、格差条項の適用排除について低関税国(EEC)の合意が得られない場合には、その品目を、例外品目表に付加するよう考慮しているなどの動きがその例である。

このため、今回の閣僚会議においては、米国と EEC の態度が鋭く対立した。米国側が、例外品目の提出時期を特別規則の決定後まで繰り延べるため、特別規則の今後の討議いかんによっては、例外品目の提出時期も変更されるべきであると主張したのに対し、EEC 側は逆に、特別規則の決定前に例外品目を確定しようとして、例外品目の提出時期を 9 月 10 日に確定するよう主張したからである。

もっとも、この点については、結局米国が譲歩し、9 月 10 日を例外品目の提出期限とすることに同意したが、提出品目を調整し、例外品目表を最終的に固めるまでには、多数国間で協議を重ねる必要があり、今後の交渉はなお難航が予想される。

(農産物の交渉方法)

関税の一括引下げ交渉は、農産物を含むすべての產品を対象とすることになっているが、農産物の場合は、穀物、肉類、酪農品に対し、世界商品協定によって解決をはかるという基本方針が、示されているだけで、一般的交渉方式については、なんらの討議も行なわれていない。

農産物の交渉方式に関する具体的な構想としては、EEC 提案が唯一のものである。これは、保護措置の大きさ(*montant de soutien*)を固定した後、漸次その縮小をはかることを骨子としているが(この場合保護措置の大きさは、国際価格と国内生産者価格との差額によってあらわされる)、輸出国(とくに米国)の立場からすれば、農産物貿易の拡大について、明確な保証が与えられていないという不満が強く、討議の成行きはなお予測を許さない。

もともと、農産物問題については、欧洲大陸市場において、自国產品の輸出シェアを拡大しようとする米国と、域内市場の安定化をはかるため、共通農業政策の実施を急ごうとする EEC との間に、基本的な対立があるが、共通農業政策の実施(とくに共通価格への接近)について、EEC 内部の足並みがそろわないことが、農産物問題の討議をおくらせる大きな原因となっている点も見のがせない。

今回の閣僚会議においては、交渉方式に関する協定を早急に作成するため努力するという、申合せが行なわれている。農産物について本交渉が開始されるのは、工業品の場合(本年 10 月)より、かなりおくれることになろう。

(非関税障壁と低開発国問題)

非関税障壁と低開発国問題については、討議は全く進展していない。非関税障壁の問題としては、バイ・アメリカンの問題、反ダンピングのための輸入制限・関税引上げの問題、関税評価制度の問題などがあるが、日本の立場からみた場合、とくに関心が寄せられている輸出自主規制の問題、35 条の援用による対日差別の問題なども含ま

れることになっているので、早急な審議の促進が望まれている。

また、低開発国については、先進国と同等な立場で、一括引下げ交渉に参加することが困難とみられている。この場合一括引下げに参加しない低開発国に対して引下げの効果を均霑させるべきか否かが、相互主義の立場からみて問題になっていた。先進国相互間においては、参加国だけが引下げの効果に均霑しうるという原則(いわゆる free ride の排除)が、一応確認された形になっているが、国連の貿易開発会議においては、低開発国に対し、特恵関係の樹立、拡大を認めるべきであるという議論が、一般化しているので、結局低開発国に対しては先進国の引下げの効果を無条件に均霑させることも十分にあり得よう。もっとも、E E C ・ アフリカ諸国間にみられるような地域的特恵重視の考えもあるので、具体的な結論に到達するには、まだかなりの時日が必要であろう。

今後の見通し

今回の閣僚会議の決定により、一括引下げ交渉参加国は、前述のように9月10日までに例外品目を提出することになったので、10月からは例外品目調整のための交渉が開始され、次いで関税格差の問題について品目別検討が始まるものと予想されている。準備交渉の開始以来2か年を経過して、ようやく実質的な本交渉にはいるわけであるが、交渉の前途に横たわる困難は多い。

しかしながら、ケネディ・ラウンドそのものを失敗に終わらせ、世界貿易拡大のチャンスをみすみす失うことは、得策でないという気持も、関係国全体に強い。したがって、今後の交渉は、各国の利害の調整をめぐり、難航を免れないにしても、最終的には、なんらかの合意に達するものと期待されている。

ひるがえってわが国は、中小企業や農業問題など独特な国内問題を抱え、他方諸外国からはいまだにガット35条援用その他対日輸入制限を受けており、いきおいケネディ・ラウンドに対しても慎重な態度で望まざるを得ない立場にある。したが

って今後の交渉に当たってもわが国の特殊利益を大いに主張すべきことは当然であるが、他面世界の主要国が協力して新たな自由通商体制へ向かおうとする時代の要請に背を向け、消極的態度で終始することはもとより得策でない。わが国としても新情勢への適応の努力を怠がなければならないのである。

最近のわが国 対東南ア輸出について

わが国総輸出のほぼ3割を占める東南アジア向け輸出は、ここ2、3年来不振を余儀なくされていて、昨年後半以降久方ぶりに好調に転じ、とくに本年にはいって一段と伸長を示している。

以下、最近における同地域向け輸出の状況、ならびに問題点などをみてみよう。

対東南ア輸出の現況

わが国の対東南ア輸出(通関ベース)は、1963年中1,597百万ドルと前年比10%方の伸長を示したが、これを上期と下期に分けてみると、上期の対前年同期比増加率は4.7%にとどまっているのに対し、下期のそれは14.5%と著しく増大し、本年にはいってからも1~2月で15%増と引き続き好調の一途をたどっている。とくに昨年下期以降は、わが国総輸出の増加率(下期12.8%、本年1~2月13.5%)を上回る伸長を示している。

しかも、同地域におけるわが国の市場占拠率(=わが国の対東南ア輸出/東南ア諸国の輸入額)は、1961、62年の14%台から63年には15.3%に上昇をみている点は見のがせない。

これを国別にみると、台湾、南ベトナム、インドネシア、セイロンなど前年を下回っている国も一部はあるが、香港、タイ、マレーシア、フィリピン、ビルマ、インドなど大手輸出国は著しい増加をみている。また商品別では総じて軽工業品輸出が伸び悩んでいるのに対し、金属製品、船舶、機械、化学品などの重化学工業品(増加寄与率7割)が好調な上伸を示しているのが目立っている(別表参照)。